

新潟県図書館等情報ネットワーク推進大綱

(平成元年4月1日制定)

第1 趣旨

この大綱は、新潟県立図書館（以下「県立図書館」という。）を中心とした新潟県図書館等情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の推進を円滑に進め、ネットワークを構成する機関（以下「構成機関」という。）が保有する資料及び書誌情報等情報(以下「情報」という。)の有効利用を促進し、県民に対する飛躍的なサービスの向上を図ることを目的に必要な条項を定めるものとする。

第2 構成機関

県立図書館と次に掲げる関係機関のうち構成機関としてネットワークの趣旨に賛同を得た機関は、協定等の締結によりネットワークを形成するものとする。

- (1) 市町村立図書館及び公民館図書室
- (2) 大学図書館
- (3) 試験研究機関
- (4) 国立国会図書館
- (5) 他都道府県立図書館
- (6) 併設機関
- (7) その他の機関等

第3 協定等

県立図書館と構成機関は、ネットワークの内容の範囲に応じ、次に掲げる事項のうち必要な事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 資料及び情報の相互利用
- (2) 資料収集に関する分担、協力
- (3) 資料保存に関する分担、協力
- (4) ファクシミリ・サービス
- (5) オンライン・ネットワーク・サービス
- (6) その他ネットワークの形成に必要な事項

第4 県立図書館の役割

県立図書館は、ネットワークの中心的機関として自ら各種データベースの構築を進め、構成機関へ資料及び情報の提供を行うとともに、構成機関相互の連絡調整の役割を担うものとする。

第5 構成機関の協力

ネットワークが有効に機能を発揮するために、構成機関は、資料及び情報の提供を中心として、資料の収集及び保存に関する分担、協力等について、それぞれの機関の役割や活動の範囲において協力するものとする。

第6 ネットワーク推進計画

ネットワークは、別に定める「ネットワーク推進計画」に基づいて段階的に推進を図るものとし、構成機関は、それぞれのステップにおいて計画に合わせたネットワークの参加に努力し、充実したネットワーク形成に協力するものとする。

第7 関係団体との協力

ネットワークの推進に当たっては、新潟県立図書館協会等の各種関係団体と緊密に連携するものとする。

第8 その他

この大綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この大綱は、平成元年4月1日から実施する。